

平成 26 年 (2014 年) 12 月 8 日 <No-15>

長野県松本家畜保健衛生所
〒390-0851 松本市島内西川原 6931
TEL:0263-47-3223 FAX:0263-47-0101
E-mail:matsukachiku@pref.nagano.lg.jp
中信家畜産物衛生指導協会
TEL: 0263-47-6789

かほだより

口蹄疫・鳥インフルエンザの発生リスクが高まっています ～海外の疾病流行地への渡航及び帰国時には十分ご注意ください～

アジアをはじめとする世界各国で口蹄疫や鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が発生しています。

口蹄疫については、平成 22 年以降日本での発生は確認されていませんが、隣国の韓国では本年 7 月の再発以降発生が相次ぎ、12 月 3 日にも発生が確認されています。

鳥インフルエンザについては、本年 11 月以降、国内各地において野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されています。また、本年 9 月以降韓国において本病の発生が確認されており、欧州においてもドイツ・オランダ・英国の家きん飼養農場で本病の発生が確認されています。また、韓国・欧州においては野鳥からも高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されています。

このように、口蹄疫・鳥インフルエンザともにいつ国内で発生してもおかしくない状況です。

年末に近づき、旅行や帰省などで国内外において人や物の行き来が特に激しくなることが予想されます。農場においては引き続き飼養衛生管理基準の徹底をしていただくとともに、異状を認めた場合はすぐに担当の獣医師や家畜保健衛生所にご連絡いただくようお願いいたします。

伝染病を農場に入れないために…(飼養衛生管理基準の遵守)

- 1 飼養家畜を毎日観察し、伝染性疾病が疑われた場合は、獣医師や家保へ直ちに連絡
- 2 農場を出入りする畜産関係者、車両等の消毒と記帳
- 3 農場専用の衣類と長靴の着用
- 4 野生動物の侵入防止

こんな症状があったらすぐに通報を！(特定症状)

口蹄疫

- ① 39℃以上の発熱を示した家畜が泡沫性のよだれ、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止し、口腔内等(口腔、鼻部、蹄部、乳頭等)に水泡、びらん、潰瘍等を呈する
- ② 同一畜舎(畜房)内の複数家畜の口腔内等に水泡等がある
- ③ 同一畜舎(畜房)内で半数以上の哺乳畜が当日及びその前日に死亡*

鳥インフルエンザ

- ① 同一畜舎内における 1 日の死亡率が過去 3 週間の平均値の 2 倍以上になった場合*
- ② 鳥インフルエンザ用簡易検査キット又は鳥インフルエンザ用エライザキットで陽性になった場合
- ③ 下記症状を呈し、本病を否定できない場合
・鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等
・5羽以上の家きんがまとまって死亡*

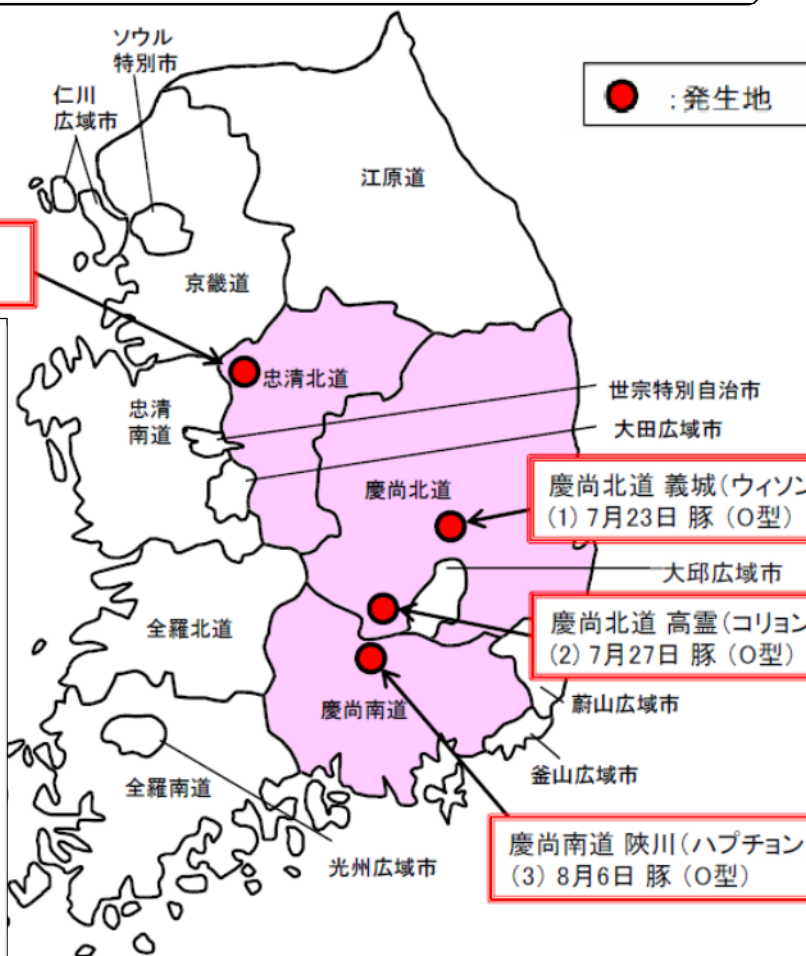
(* : 不適切な飼養管理、気温の急激な変化、火災、風水害及び非常災害等死因が明らかな場合を除く)

海外渡航をする際は…(従業員・ご家族含む)

- ・家畜のいる場所に行くことは控えてもらうようにしてください。(特に疾病流行地において)
- ・やむを得ず家畜のいる場所へ行き、帰国後家畜に触れる予定のある方は日本への入国時に動物検疫所のカウンターに寄ってください。(入国前に「動物検疫に関する質問票」が配布されたり、動物検疫所職員が質問することがあります。)
- ・検査証明書の無い肉製品を日本に持ち込まないようにしてください。

韓国における口蹄疫発生情報

(2014年7月23日～、O型) 2014年12月4日14時30分現在



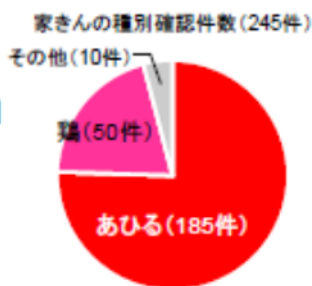
- ◆前回発生は2010年11月～2011年4月(O型、牛・豚)。全8道のうち2道(全羅北道、全羅南道)と済州島を除き、韓国全土にまん延。
- ◆韓国政府は、牛、豚、山羊及び鹿に対して3価混合ワクチン接種(Asia1型、A型、O型)を実施。韓国は2014年5月のOIE総会で口蹄疫ワクチン接種清浄国に認定。
- ◆しかしながら、今回2014年7月23日に慶尚北道の義城郡で3年3か月ぶりに再発。その後高靈郡、慶尚南陝川郡でも発生(いずれも豚)。
- ◆韓国当局は、患者の殺処分、発生地域におけるワクチン接種等、家畜疾病危機管理標準マニュアル、口蹄疫緊急行動指針に基づく措置を実施。
- ◆2014年9月4日、すべての移動制限を解除したが、2014年12月3日、忠清北道鎮川郡で新たに発生(O型、豚)。

韓国における高病原性鳥インフルエンザ発生情報

(2014年1月～、H5N8) 2014年12月2日現在

【家きんでの発生・対応状況】

- 1 発生状況(12月2日時点)
 - ・韓国当局の公表している発生件数: 33件
 - ・他に、発生農場周囲・疫学関連農場等212件でH5N8亜型鳥インフルエンザが確認。
- 2 殺処分(9月3日時点)
 - ・殺処分完了: 1,396万1千羽(548農家)
 - ・発生農場、疫学関連農場、各発生農場周囲の農場(500m又は3km内を対象)
- 3 その他
 - ・9月4日、全ての移動制限が解除されたが、9月24日、2か月ぶりに再発
 - ・9月以降、33件の確認(12月2日時点)



【野鳥での検出・対応状況】

- 1 野鳥検出(12月2日時点)
 - ・陽性: 38件(トモエガモ10件、マガモ5件、ヒシクイ4件、カルガモ2件、コガモ2件、マガン2件、オオハクチョウ1件、ダイサギ1件、カイツブリ1件、オオバン1件、糞便等9件)
- 2 対応
 - ・野鳥の検出地点から10km内の家きん農場の移動制限措置、30km内の家きん農場の臨床調査、周辺道路・家きん農場の消毒

欧州における高病原性鳥インフルエンザ発生情報

(2014年11月～、H5N8) 2014年12月4日現在

- ◆本年11月以降、ドイツ(七面鳥1件)、オランダ5件(採卵鶏・種鶏2件、採卵鶏2件、あひる1件)、英国1件(繁殖用あひる)の家きん飼養農場で高病原性鳥インフルエンザの発生が報告されています。
- ◆ドイツ及びオランダにおいては野鳥からも鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出されています。